

長野県若里公園
賑わい創出公園施設
設置管理事業者募集要項

令和6年5月
長野県建設部都市・まちづくり課

長野県若里公園賑わい創出公園施設設置管理事業者募集要項

目次

第1	趣旨	1
第2	公園の概要	
1	名称及び所在地	1
2	設置目的	1
3	施設の規模等	1
第3	募集の概要	
1	求める公園施設	1
2	事業区域	2
3	事業者の決定方法	2
4	事業期間	3
5	その他条件等	3
第4	応募の手続	
1	応募の資格	4
2	質問事項の受付	4
3	提出書類	4
4	受付期間	5
5	応募方法	5
6	その他留意事項	5
7	スケジュール	5
8	問合せ先	6
様式1	応募申込書	
様式2	グループ構成員表	
様式3	誓約書	
様式4	企画提案書	
様式5	質問書	

第1 趣 旨

この要項は、長野県若里公園（以下「本公園」という。）の利便性や魅力の向上、賑わい創出につながる公園施設の設置、維持管理及び運営を行う事業者を募集するために必要な事項を定めたものです。

第2 公園の概要

本公園は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の規定に基づく都市公園です。その概要は次のとおりです。

1 名称及び所在地

名 称	所在地
長野県若里公園	長野市大字若里

2 設置目的

本公園は、住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民にレクリエーション及び文化活動の場を提供するため、都市公園法及び長野県都市公園条例（昭和 41 年長野県条例第 23 号）の規定に基づき設置されたものです。

本公園は、長野駅を中心とした商業地域に隣接し、防災機能を併せ持った緑のオープンスペースを創出するとともに、公園内の県立長野図書館や隣接するホクト文化ホール（長野県県民文化会館）を中心とした文化芸術活動の拠点となることを目指しています。

3 施設の規模等

面 積	5.8 ha
種 別	地区公園
開園年月	昭和 58 年 4 月
主な施設	メインアプローチ、図書館、中央広場、大芝生広場、読書広場、ワンパク広場、芝生広場、集合広場、趣味の広場、園芸広場、芝生小園地、思索の森 等
都市計画上の規制等	区域区分：市街化区域 用途地域：第 1 種中高層住居専用地域 景観計画区域、屋外広告物規制区域

第3 募集の概要

1 求める公園施設

(1) 提案を求める公園施設

以下のすべてを満たす公園施設の提案を募集します。

なお、隣接するホクト文化ホールや本公園周辺には飲食店があるため、飲食店の提案は募集しません。

ア 本公園の利便性や魅力の向上、賑わい創出に寄与する都市公園法第2条第2項に該当する公園施設

※ 本公園は、県立長野図書館、隣接するホクト文化ホールを中心とした文化芸術活動の拠点となることを目指して設置された公園であることを踏まえ、周辺環境と調和した、特に文化芸術振興に寄与する公園施設の提案を望みます。

イ 本公園が長野市の指定緊急避難場所であることから、災害時にも活用できる公園施設

ウ 確実に実施できる内容であること

(2) 提案の対象外となるもの

公園施設において、次に掲げる行為をする提案は対象外とします。

ア 政治的又は宗教的活動

イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

ウ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

オ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動

カ その他、県が本公園との関連性が低いと判断する行為

2 事業区域

今回提案を募集する区域（以下「事業区域」という。）は、別紙区域図のとおりです。事業区域内において、公園施設を設置するために必要な面積及び適当な設置場所を提案してください。

なお、当該区域は現在、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく指定管理者制度を導入し、指定管理者である（公社）長野シルバー人材センターが管理する区域です。

【指定管理の概要】

公園管理者	指定管理者	指定期間
長野県 長野建設事務所	（公社）長野シルバー人材 センター	令和4年(2022年)4月1日から 令和9年(2027年)3月31日まで

3 事業者の決定方法

(1) 受付期間中に応募があった提案については、県が応募者に個別ヒアリングを行い、求める公園施設に合致しているか、安定的・継続的な施設運営が見込めるか等について確認を行った上で、事業者を決定します。なお、本公園の建ぺい率の範囲内で、複数事業者を決定する場合があります。

(2) ヒアリング日時は、令和6年6月24日（月）から令和6年6月28日（金）を予定しています。詳細な日時については、別途、県から連絡します。

(3) 提案内容の結果については、後日、応募者に書面により通知します。

(4) 事業者として決定された場合は、都市公園法第5条及び長野県都市公園条例第5条の規定に基づき、公園施設の設置許可及び管理許可を受けた上で、対象公園施設の設置、維持管理及び運営を行っていただきます。

4 事業期間

事業期間は5年以内とします。ただし、事業者の管理運営に問題がなく、かつ事業者が事業の継続を求め、県が認める場合は、更に5年を超えない範囲で継続が可能です。

5 その他条件等

- (1) 事業者は自ら資金を調達し、また、利用者から料金を調達することで施設の設置、維持管理及び運営を行ってください。
- (2) 既存の地形及び樹木を活かした計画としてください。原則として、樹木の伐採・移植はできません。
- (3) 事業区域内の園路については、原則として、線形や幅員を変えることはできません。
- (4) 公園施設の設置に当たっては、再生可能エネルギー活用などの環境負荷低減や建設リサイクル等の環境保全に配慮してください。
- (5) 本公園の景観を阻害しないような公園施設のデザイン、素材、色彩等してください。
- (6) 自然環境及び本公園利用者の利便性を損なうことのないよう配慮するとともに、本公園の指定管理者の活動を妨げることがないよう努めてください。
- (7) 可能な限り本公園利用者が誰でも利用できる休憩スペースを設けてください。
- (8) 駐車場は、本公園駐車場を利用することとしてください。
- (9) 公園施設の設置等に当たり必要となる各種法令に基づく手続等は事業者の責任で行ってください。
- (10) 公園施設の維持管理及び運営は、事業者の責任で実施することとしてください。
- (11) 公園施設を維持管理及び運営する権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることは禁止します。
- (12) 公園施設の収益状況については、毎年度、県（長野建設事務所）へ報告してください。
- (13) 公園施設として建築物を設置した場合は、固定資産税の課税対象となります。
- (14) 設置許可及び管理許可が満了し継続しない場合、又は許可が取り消されたときは、県が指定する期日までに、事業者の負担により対象公園施設の原状回復を行ってください。
- (15) 公園施設の設置に当たっては、長野県都市公園条例第 11 条により、使用料を納付していただきます。使用料の目安は以下のとおりです。

【参考】長野県都市公園条例第 11 条（別表第 1）
公園施設の設置又は管理に係る使用

区分		単位	金額
公園施設 の設置	土地を使用する 場合	占有面積 1 平方 メートルにつき	土地の固定資産評価額（1 平方メートル 当たりの額）に 100 分の 6 を乗じて得た 額
		1 年	

第4 応募の手続

1 応募の資格

次の(1)から(6)までの全ての要件を満たす法人又は法人のグループとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する法人でないこと
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと
- (3) 県税その他の租税の滞納がない法人であること
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと
- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第6条第1項に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと
- (6) 法人の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 質問事項の受付

(1) 質問方法

本要項について質問がある場合は、令和6年6月3日(月)～令和6年6月7日(金)までに、質問書(様式5)に質問事項を記入の上、件名を【若里公園賑わい創出公園施設に関する質問書提出】として、電子メールによりご提出ください。

- 提出先 長野県建設部都市・まちづくり課都市公園係
- 電子メール toshikouen@pref.nagano.lg.jp

(2) 回答方法

回答は、電子メールで質問者に直接回答するとともに、令和6年6月10日(月)までに長野県のホームページにおいて公表します。

3 提出書類

応募に当たっては、次の書類を提出してください。なお、県が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

書類名	様式	提出部数	留意事項
(1) 応募申込書	様式1	2部	
(2) グループ構成員表	様式2	2部	グループによる申請の場合
(3) 誓約書	様式3	2部	
(4) 企画提案書	様式4	2部	
(5) 資金計画、収支計画	任意	2部	

(6) 添付書類		
法人の登記事項証明書	正 1 部 副 1 部	グループの場合はすべての構成員について提出
財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）	正 1 部 副 1 部	グループの場合はすべての構成員について提出
納税証明書（未納がない証明） 法人税、法人住民税、固定資産税、消費税及び地方消費税	正 1 部 副 1 部	グループの場合はすべての構成員について提出

4 受付期間

令和 6 年 6 月 12 日（水）～ 令和 6 年 6 月 21 日（金）まで（必着）

5 応募方法

提出書類は以下の方法で提出してください。

【郵送の場合】

以下の提出先まで簡易書留により郵送してください。

なお、郵送後、県からの受取確認連絡をもって受領完了とみなします。

○ 提出先 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県建設部都市・まちづくり課 都市公園係

【電子メールの場合】

件名を【若里公園賑わい創出公園施設応募書類提出】とし、ご提出ください。

なお、メール送信後、県からの受信確認メールをもって受領完了とみなします。

○ 提出先 長野県建設部都市・まちづくり課都市公園係

○ 電子メール toshikouen@pref.nagano.lg.jp

6 その他留意事項

- (1) 提出書類の著作権は応募者に帰属しますが、提出された書類については返却しません。
- (2) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

7 スケジュール

内 容	期 日 又 は 期 間
公表	令和 6 年 5 月 31 日（金）
質問事項の受付期間	令和 6 年 6 月 3 日（月）～ 6 月 7 日（金）
質問事項の回答	令和 6 年 6 月 10 日（月）
募集期間	令和 6 年 6 月 12 日（水）～ 6 月 21 日（金）
ヒアリング	令和 6 年 6 月 24 日（月）～ 6 月 28 日（金）
結果通知	令和 6 年 7 月（予定）
公園施設の設置管理許可申請	令和 6 年 7 月以降（予定）
事業の開始	決定から概ね 1 年以内（予定）

8 問合せ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県建設部都市・まちづくり課 都市公園係
担 当	馬場、飯田
電 話	026-235-7296 (直通)
ファクシミリ	026-252-7315
電子メール	toshikouen@pref.nagano.lg.jp
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

(様式1)

応 募 申 込 書

令和 年 月 日

長野県知事 様

申請者 住 所

法人名

代表者氏名

担当者

(所属部署・氏名)

(電話)

(メールアドレス)

長野県若里公園賑わい創出公園施設設置管理事業者募集要項の記載内容を承知のうえ、応募します。

(備考) グループで申請する場合は、代表法人の住所、法人名、代表者氏名、担当者を記載してください。

(様式2)

グループ構成員表

代表となる法人	法人名	
	住所	
	代表者氏名	
	主に担当する業務	
構成員となる法人	法人名	
	住所	
	代表者氏名	
	主に担当する業務	
構成員となる法人	法人名	
	住所	
	代表者氏名	
	主に担当する業務	
構成員となる法人	法人名	
	住所	
	代表者氏名	
	主に担当する業務	
構成員となる法人	法人名	
	住所	
	代表者氏名	
	主に担当する業務	

(備考) 記載し切れない場合は、用紙を適宜追加してください。

(様式3)

誓 約 書

令和 年 月 日

長野県知事 様

申請者 住 所

法人名

代表者氏名

長野県若里公園賑わい創出公園施設設置管理事業者募集要項に基づき応募するに当たり、下記事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する法人でないこと
- 2 長野県会計局長又は長野県建設部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと
- 3 県税その他の租税の滞納がない法人であること
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと
- 5 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと
- 6 法人の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(備考) グループによる申請をする場合は、全ての構成員について提出してください。

(様式4)

企画提案書

法人名 _____

提案する公園施設	
提案内容	【記載内容】 <ul style="list-style-type: none">○ 提案いただく公園施設のコンセプト・設置目的○ 本公園の利便性や魅力の向上、賑わい創出につながる具体的な提案○ 提案する公園施設が文化芸術振興に寄与すると考える点○ 提案する公園施設の具体的な活用方法、利用者○ 災害時の公園施設の活用方法 等
公園施設の構造・配置計画等	【記載内容】 <ul style="list-style-type: none">○ 公園施設の設置計画図○ 使用予定面積、建築予定面積、階数・構造○ 公園施設のデザイン、素材、色彩○ 環境や景観に配慮した点○ 樹木の伐採の有無 等※ イメージパース（外観・内観）等がある場合は、添付してください。
公園施設の維持管理・運営計画	【記載内容】 <ul style="list-style-type: none">○ 維持管理・運営の実施体制、人員の配置計画○ 公園施設の運営期間・運営時間・定休日○ 管理計画○ 防犯対策 等
設置予定期間	※ 事業期間は5年以内です。ただし、事業者の管理運営に問題がなく、かつ事業者が事業の継続を求め、県が認める場合は、更に5年を超えない範囲で継続が可能です。
スケジュール	【記載内容】 <ul style="list-style-type: none">○ 工事の時期、運営開始時期等
その他	【記載内容】 <ul style="list-style-type: none">○ 本公園の利便性や魅力の向上、賑わい創出につながる以下のような提案等があれば記載してください。<ul style="list-style-type: none">・ 公園施設を活用した継続的なイベント・催し・ 地域や近隣施設等と連携したイベント・催し 等

(備考) 別紙(任意様式)や図・表を活用いただいても構いません。

(様式5)

質 問 書

令和 年 月 日

申請者 住 所

法人名

代表者氏名

担当者

(所属部署・氏名)

(電話)

(メールアドレス)

質問内容	<p>(例) ○○○○○について(募集要項○ページ) ※ 募集要項や様式等の該当箇所がわかるように表示してから、質問事項を記載してください。</p>
------	--

(備考) グループで申請する場合は、代表法人の住所、法人名、代表者氏名、担当者を記載してください。